

京都市告示第 5 3 8 号

京都市梅小路公園条例施行規則第 2 条の規定に基づき、「店舗（緑の館内に存するものを除く。）」のうち、「その他のもの」に該当する「梅小路パークカフェ」の供用しない日について次のとおり臨時変更します。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

京都市長 門川 大作

期間	区分		供用しない日	
			変更後	月曜日
平成 2 6 年 3 月 1 7 日（月）から 2 6 年 3 月 3 1 日（月）まで	店舗（緑の館内に存するものを除く。）	その他のもの	現 行	1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで

(南部みどり管理事務所)